様式第１１号（第１３条関係）

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	業者番号
京葉ガスエナジーソリューション(株)	千葉県市川市鬼高４－３－５	1-009603

注）業者番号「1-」は国土交通大臣許可を表す。

２．指名停止措置期間

令和８年11月７日～令和９年５月６日（６ヶ月）

３．指名停止措置の適用範囲　　茨城町が発注する工事

４．事実概要

京葉ガスエナジーソリューション（株）の元社員は、千葉県企業局市川水道事務所が令和５年12月15日に入札を執行した工事の入札に関し、令和７年７月３日に千葉簡易裁判所から公契約関係競売等妨害罪により罰金80万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

また、このことが建設業法第28条第１項第２号に該当し、国土交通大臣から営業停止処分を受けた。

５．指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成29年要領第３号）別表第２第９号及び第14号イに該当する。

なお、京葉ガスエナジーソリューション(株)は、有資格者ではないが、同要領第11条第２項に基づき、指名停止措置を行う。

問い合わせ先
茨城町総務部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
電話０２９－２９７－５００５（直通）